

# 相談支援事業所光風園 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援運営規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する相談支援事業所光風園（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）第19条、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）第19条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 事業所は、障がい者、障がい児又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月17日法律123号、以下「法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「相談支援」という。）を適切に提供することを目的とする。

### (運営方針)

第3条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき、相談支援を提供するものとする。

- (1) 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする。
- (3) 前二号のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児

相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

| 名 称        | 所 在 地             |
|------------|-------------------|
| 相談支援事業所光風園 | 島根県出雲市湖陵町大池 240-1 |

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 事業所に、次の職員を置く。

- (1) 事業所の長 (以下「管理者」という。) 1人
- (2) 相談支援専門員 2人

(職員の職務)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 相談支援専門員は、基本相談支援、サービス等利用計画、障害児相談支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等に関する業務を行う。

(職員の勤務体制)

第7条 職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則(平成12年5月26日規程第3号)の定めるところによる。

2 管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

## 第3章 相談支援の提供方法、内容及び利用料等

(相談支援の提供方法及び内容)

第8条 管理者は、当該事業所の相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画(障害児相談支援の場合は、障害児支援利用計画をいう。以下同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとし、利用者等からの相談対応は相談室で受けるものとする。なお、サービス等利用計画は、次の各号に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、利用者及びその家族に対し当該地域における

福祉サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供するものとする。

- (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、その置かれている環境及び日常生活全般の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
  - (3) 相談支援専門員は、前号により把握された課題に基づき、当該地域における障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス等利用計画案を作成する。
  - (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集し、事業所内又は利用者の居宅においてサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - (5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、サービスの種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し文書により同意を得るものとする。
- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後は、法第5条第23項及び児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者及びその家族と面接するほか、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況と課題を把握し、サービス等利用計画の変更、その他の便宜の提供を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第9条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

（利用料等）

第10条 相談支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該相談支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払は受けないものとする。

- 2 管理者は、利用者等の選定により次に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して相談支援を提供する際は、公共交通機関等の実費又は通常の事業の実施地域を越える地点から1キロメートル当たり37円を、自動車を使用した場合の交通費として利用者又はその家族等から徴収するものとする。
- 3 前項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、利用者又はその家族等にあらかじめ説明し、文書で同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、出雲市とする。

(事業を提供する主たる対象者)

第12条 事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 障がい児

## 第4章 その他運営に関する重要事項

(事故発生時の対応等)

第13条 管理者は、利用者等に対する相談支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領(平成21年6月15日要領第4号)の定めるところによる。

(虐待防止のための措置)

第15条 管理者は、利用者に対する虐待を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第16条 管理者は、感染症の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。

3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(秘密保持等)

第17条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年5月25日規程第1号）に基づき、適切に管理するものとする。

(記録の整備)

第18条 管理者は、施設の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対するサービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程(平成18年3月23日規程第6号)に定める期間保存するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第19条 事業所は障害福祉サービス等及び障害児通所支援等円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。